

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
20	寝屋川市 成人保健事業に関する事務に係る基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

寝屋川市は成人保健事業に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いに当たり、その取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏洩その他の事態を発生させるリスクを軽減させるために十分な措置を行い、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

寝屋川市長

公表日

令和8年1月19日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	寝屋川市 成人保健事業に関する事務
②事務の概要	健康増進法第17条第1項、第19条の2の規定に基づき、各種健(検)診、健康教育、健康相談、訪問指導等を実施する。 以下の事務において特定個人情報を取り扱う。 ①各種健(検)診対象者の確認 ②受診券、がん検診無料クーポン券、費用免除券等の発行 ③受診勧奨の実施 ④統計処理 ⑤受診結果等の管理 ⑥受診結果等の他市区町村への照会及び提供 ⑦健康教育、健康相談、訪問指導等の実施及び記録管理
③システムの名称	健康管理システム、団体内統合利用番号連携サーバ、自治体中間サーバ
2. 特定個人情報ファイル名	
成人保健ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)第9条第1項及び番号法別表111の項 寝屋川市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例別表第一の6の項
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	<input type="checkbox"/> 実施する <input type="checkbox"/> 実施しない <input type="checkbox"/> 未定 <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	【情報照会】 ①番号法第19条第8号及び番号法別表111の項 ②番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表139の項 【情報提供】 ①番号法第19条第8号及び番号法別表111の項 ②番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表139の項
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	健康部健康づくり推進課
②所属長の役職名	健康づくり推進課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	総務部総務課 〒572-8555 大阪府寝屋川市本町1番1号 072-825-2195
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	健康部健康づくり推進課 〒572-8533 大阪府寝屋川市池田西町28番22号 072-812-2002
9. 規則第9条第2項の適用 []適用した	
適用した理由	

II しきい値判断項目

1. 対象人数	
評価対象の事務の対象人数は何人か	[10万人以上30万人未満] <選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和7年4月1日 時点
2. 取扱者数	
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満] <選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和7年4月1日 時点
3. 重大事故	
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし] <選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書及び重点項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) [○]提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) []接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 人手を介在させる作業		
		[○] 人手を介在させる作業はない
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠		

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年11月29日	事務担当部署	保健福祉部健康増進課	健康部健康推進室	事後	
平成28年11月29日	連絡先	保健福祉部健康増進課	健康部健康推進室	事後	
平成28年11月29日	対象人数	平成27年3月31日時点	平成28年4月1日時点	事後	
平成28年11月29日	取扱者数	平成27年4月1日時点	平成28年4月1日時点	事後	
平成30年1月31日	所属長	猪俣由紀子	山口 浩	事後	
平成30年1月31日	対象人数	平成28年4月1日時点	平成29年4月1日時点	事後	
平成30年1月31日	取扱者数	平成28年4月1日時点	平成29年4月1日時点	事後	
平成30年4月1日	対象人数	平成29年4月1日時点	平成30年4月1日時点	事後	
平成30年4月1日	取扱者数	平成29年4月1日時点	平成30年4月1日時点	事後	
平成30年4月1日	所属長の役職名	山口 浩	健康推進室長	事後	
平成30年4月1日	「IV リスク対策」		リスク対策追加	事後	
令和2年7月3日	I-5-①	健康部健康推進室	健康部健康づくり推進課	事後	
令和2年7月3日	I-5-②	健康推進室長	健康づくり推進課長	事後	
令和2年7月3日	I-7	072-824-1181	072-825-2195	事後	
令和2年7月3日	I-8	健康推進室 072-824-1181	健康づくり推進課 072-812-2002	事後	
令和2年7月3日	II-1	2018/4/1	2020/4/1	事後	
令和2年7月3日	II-2	2018/4/1	2020/4/1	事後	
令和3年12月24日	I-3	76(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第1の	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」	事後	
令和3年12月24日	I-4	未定	実施しない	事後	
令和3年12月24日	II-1	令和2年4月1日 時点	令和3年4月1日 時点	事後	
令和3年12月24日	II-2	令和2年4月1日 時点	令和3年4月1日 時点	事後	
令和4年2月17日	I-1-②	健康増進法に基づく健康増進事業の実施等、対象者把握に関する事務	健康増進法第17条第1項、第19条の2の規定に基づき、各種健(検)診、健康教育、健康相	事後	
令和4年2月17日	I-1-③	健康管理システム	健康管理システム、団体内統合利用番号連携サーバ、自治体中間サーバ	事後	
令和4年2月17日	I-3	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」	事後	
令和4年2月17日	I-4-①	実施しない	実施する	事後	
令和4年2月17日	I-4-②		【情報照会】 ①番号法第19条第8号及び番号法別表第二	事後	
令和4年2月17日	II-1	1万人以上10万人未満、令和3年4月1日時点	10万人以上30万人未満、令和4年1月1日時点	事後	
令和4年2月17日	II-2	令和3年4月1日時点	令和4年1月1日時点	事後	
令和4年2月17日	III	基礎項目評価の実施が義務付けられる	基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる	事後	
令和4年2月17日	IV-1	基礎項目評価書	基礎項目評価書及び重点項目評価書	事後	
令和4年2月17日	IV-4		十分である	事後	
令和4年2月17日	IV-6		十分である	事後	
令和7年2月13日	I-3	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」	事後	
令和7年2月13日	I-4-②	【情報照会】 ①番号法第19条第8号及び番号法別表第二	【情報照会】 ①番号法第19条第8号及び番号法別表111の	事後	
令和7年2月13日	IV-8		人手を介在させる作業はないに「○」を追加	事後	
令和7年2月13日	IV-11		全項目評価又は重点項目評価を実施するに「○」を追加	事後	
令和8年1月19日	II-1	2022/1/1	2025/4/1	事後	
令和8年1月19日	II-1	2022/1/1	2025/4/1	事後	